

# 一般社団法人応用生態工学会

## 故廣瀬利雄氏遺贈寄付金資金運用規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の資金運用につき必要な事項を定めることを目的とする。

(適用される財産)

第2条 本規程が適用される財産は、本会が有する資金のうち、本会の前身である応用生態工学会の会長を務められた故廣瀬利雄氏からの遺贈寄附金とする。ただし、寄附者の意思又は理事会の決議により財産保有形態が指定されている資金を除く。

(資金運用の対象・利息等)

第3条 第2条の資金の運用の対象は、次に掲げる金融商品の一つ又は複数により行うものとする。

- (1) 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む）
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債
- (4) 円建て債券
- (5) 円建て金銭債権等の資産流動化商品
- (6) 円建て公社債投資信託
- (7) 日々決算を行う円建て追加型公社債投資信託

2 資金の運用により得られた利息等については、当該資金に帰属するものとする。

(債券等の信用格付)

第4条 前条第1項第4号の円建て債券は、第3項に規定する格付機関のうち、少なくとも二つ以上の格付機関がA+以上に格付けしているものでなければならない。

2 前条第1項第5号の円建て金銭債権等の資産流動化商品は、次項に規定する格付機関のうち、少なくとも一つ以上の格付機関がAAA以上に格付けしているものでなければならない。

3 格付機関は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- (3) 格付投資情報センター (R&I)
- (4) 日本格付研究所 (JCR)

(長期債)

第5条 本規程に基づく運用資産帳簿価格の合計額の20%を超えて、償還年限が10年を超える債券、金銭債権等の資産流動化商品（両者を併せて以下「債券等」と

いう。)を取得することはできない。

(会長の職務)

第6条 会長は、理事の中から、本規程に基づく資金運用の責任者（以下「資金運用責任者」という。）を任命するものとし、原則として、専務理事をもってこれに充てるものとする。

2 会長は、資金運用責任者を監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用責任者の職務)

第7条 資金運用責任者は、資金運用の計画を策定し、理事会の承認を受けなければならない。

2 資金運用責任者は、資金運用状況及びその結果について常時把握しなければならない。

3 資金運用責任者は、資金運用の執行補助者として、資金運用担当者を任命するものとし、原則として、事務局長をもってこれに充てるものとする。

4 資金運用担当者は、第1項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(運用のモニター)

第8条 資金運用責任者は、少なくとも半年に一回、次の各号に掲げる事項について、本規程に基づく資金運用の経過のモニターを行わなければならない。

(1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計

(2) すべての運用資金の個別有価証券の時価

(3) すべての運営資金の個別有価証券の信用格付け

(債券等の格付け低下による対策)

第9条 第5条に規定する格付機関による金融商品の格下げ等により、同条第1項及び第2項に規定する格付基準に抵触するときは、資金運用責任者は、その対策について会長と協議しなければならない。

(理事会への報告)

第10条 理事会は、本規程に基づく資金運用の経過及びその結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて資金運用責任者から報告を受けるものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和8年8月24日から施行する（令和8年8月24日理事会決議）。